

東神楽町公告第24号

下記の業務について、公募型プロポーザルに係る手続き開始にあたり、参加希望者の募集を行うので告示する。

令和5年7月20日

東神楽町長 山本 進

記

1 業務内容

(1) 業務名

令和5年度東神楽町青少年台湾派遣交流事業旅行手配業務

(2) 業務内容

「令和5年度東神楽町青少年台湾派遣交流事業旅行手配業務委託プロポーザル実施要領」のとおり

(3) 履行期間

委託契約日から令和6年1月31日まで

2 参加資格

参加者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 過去3年(令和2年度～令和4年度以内に本業務と同種又は類似業務について、受注実績があること。
- (2) 北海道内に本店、支店または営業所を有する者であること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 東神楽町暴力団排除条例の規定による暴力団、暴力団員等又はこれらと密接関係者ではないこと。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更正手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続の申立てをした者でないこと。ただし、更正手続き開始の決定を受けた者及び再生計画認可の決定(確定したものに限る。)を受けた者を除く。

3 候補者の選定方法

公募型プロポーザルにより、最も優れた提案を行った者を審査委員会が選定する。

4 実施要領等の配布期間、配付場所及び配布方法

(1) 配布期間

令和5年7月20日(木)から令和5年8月8日(火)午後4時まで

(2) 配布場所及び配布方法

東神楽町ホームページに掲載する

<URL> <https://www.town.higashikagura.lg.jp/>

5 参加申込書及び企画提案書の提出

(1) 提出期限及び提出方法

ア 参加申込書等

令和5年8月8日（火）午後4時まで

下記提出先まで直接持参、郵送またはE-mail

イ 企画提案書等

令和5年8月21日（月）午後4時まで

下記提出先まで直接持参、郵送またはE-mail

(2) 提出先

〒071-1592 北海道上川郡東神楽町南1条西1丁目3番2号
東神楽町教育推進課

電話番号：0166-83-5406

E-mail：kyoiku3★town.higashikagura.lg.jp

※★は半角の@に変換してください

6 その他

(1) 書面をE-mailで提出する場合は、必要書面をPDFファイル1つにまとめ、上記5事務局のE-mailアドレス宛に送信することとする。なお、E-mail送信後、必ず電話により受信確認を行うこと。

押印が必要とされる書面をPDFで作成する際は印影を付すること。

(2) 詳細は「令和5年度東神楽町青少年台湾派遣交流事業旅行手配業務委託プロポーザル実施要領」による。

(3) 照会窓口は、5の(2)のとおりとする。